

堺市地域公共交通活性化協議会について

参考資料2

○堺市地域公共交通活性化協議会

- 法において、計画を作成しようとする地方公共団体は、計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織できる。（法第6条第1項）
- 堺市においても計画を作成するために設置。

○構成員

地方公共団体	堺市交通政策監、建築都市局長
関係する公共交通事業者等	南海電気鉄道、JR西日本、泉北高速鉄道 大阪メトロ、阪堺電気軌道 南海バス、近鉄バス、大阪シティバス 大阪バス協会、大阪タクシー協会
関係する道路管理者	近畿地方整備局大阪国道事務所、堺市土木部
関係する公安委員会	大阪府警察本部交通部交通規制課
地域公共交通の利用者	堺市自治連合協議会
学識経験者	波床正敏 教授（大阪産業大学） 谷内久美子 研究員（公害地域再生センター） 松中亮治 准教授（京都大学）
その他地方公共団体が必要と認める者	連合大阪堺地区協議会 堺商工会議所 近畿運輸局大阪運輸支局（総務企画部門、輸送部門） 大阪府都市整備部交通戦略室交通計画課 大阪狭山市

○設立

- 令和4年12月22日